

# 福祉

## 敬老祝金等

敬老祝金は平成21年度に、米寿祝金は平成20年度に、長寿祝金は合併時に統一します。

### 敬老祝金

対象	9月15日現在町内に1年以上在住し、その年の1月1日から12月31日の間に80歳に達する者
支給額	15,000円

### 米寿祝金

対象	9月15日現在町内に1年以上在住し、その年の1月1日から12月31日の間に88歳に達する者
支給額	20,000円

### 長寿祝金

対象	誕生日現在町内に1年以上在住し、100歳に達する者
支給額	50,000円と10,000円相当の記念品

忠類地域については、段階的に調整します。

	H18年度	H19年度	H20年度
敬老祝金	75歳以上 15,000円	75歳以上 10,000円	75歳以上 5,000円
米寿祝金	T7.9.2 ~ T8.12.31 までに生まれた者 40,000円	88歳の者 30,000円	88歳の者 20,000円

## し尿汲取料及び上下水道使用料等助成

段階的に調整し、平成21年3月31日をもって廃止します。

### 忠類村の経過措置

(月額 単位:円)

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯</li> <li>村民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯のうち               <ul style="list-style-type: none"> <li>①重度心身障害者在宅世帯</li> <li>②母子・父子世帯</li> <li>③65歳以上のひとり暮らし高齢者</li> <li>④世帯全員が70歳以上の高齢世帯</li> </ul> </li> </ul>				
助成額	現行		H18年度	H19年度	H20年度
	汲取料	全額	現行の75% 助成	現行の50% 助成	現行の25% 助成
	水道料	生活保護世帯 570 その他の世帯 230			
	下水道料	生活保護世帯 650 その他の世帯 260	(10円未満の端数切り捨て)		
個別排水使用料	260				

## 温泉敬老入浴

無料入浴券の給付枚数を平成 20 年度まで段階的に調整し、平成 21 年度から新たな手法により事業を実施します。

忠類地域の温泉無料入浴券給付枚数

	現行		H18 年度	H19 年度	H20 年度	
給付枚数	40 枚	➔	給付枚数	30 枚	20 枚	10 枚

## 温泉入浴割引

合併時に廃止しますが、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ 236 においても割引サービスを実施できるよう協力を要請します。

十勝幕別温泉ホテル緑館の町民割引サービス

内容	町内全世帯に割引カードを交付し、このカードを提示することにより、大人800円（子供300円）のところ大人500円（子供200円）で入浴できる。
----	---

## 訪問給食サービス

幕別町の例により合併時に統合し、実施回数は新町において調整します。昼食交流会は、生きがい活動支援通所事業の一環として行い、おせち料理は、合併時に廃止します。

	忠 類 村		新町（合併時）
対象	65 歳以上のひとり暮らし高齢者 65 歳以上の夫婦世帯で何らかの 援護を必要とする世帯等	➔	65 歳以上のひとり 暮らし高齢者、高齢 世帯に属する者
実施回数 利用者負担	①宅配サービス 週 4 回を限度に夕食(400 円 / 食) ②昼食交流会 4 ~ 12 月に月 1 回(400 円 / 食) ③おせち料理 12 月 31 日（年 1 回 2,000 円）		宅配サービス 月曜～土曜の 昼食、夕食 400 円 / 食 （遠距離配達加算 料 200 円）

## 生きがい活動支援

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

事業内容	陶芸教室	4 回 / 月
	いきいきエンジョイ教室	2 回 / 月
利用者負担	無料（原材料等は実費負担）	

## 寝具乾燥サービス

幕別町の例により合併時に統合します。

	忠 類 村
対象	65 歳以上のひとり暮らし高齢者 65 歳以上の夫婦世帯で何らかの 援護を必要とする世帯等
利用者負担	1 回につき、1 人当たり 5,000 円 を超えた分は実費徴収



	新町（合併時）
対象	65 歳以上のひとり 暮らし高齢者、高齢 世帯に属する者等
利用者負担	無料 （1 回につき、1 人 当たり寝具 4 枚まで）

## 高齢者訪問サービス

幕別町の例により合併時に統合し、友愛訪問事業は、合併時に廃止します。

	忠 類 村
対象	65 歳以上のひとり暮らし高齢者 65 歳以上の夫婦世帯で何らかの 援護を必要とする世帯
訪問頻度	乳製品等を持って、週 6 回を限 度に訪問



	新町（合併時）
対象	65 歳以上のひとり 暮らし高齢者
訪問頻度	2 週間に 1 度を限 度に訪問

## 外出支援サービス

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

対象	身体障害者手帳 1 級または 2 級の下肢障害者及び体幹障害者、 65 歳以上の身体虚弱者等
利用範囲	・居宅から管内医療機関への通院、退院及び機能回復訓練 ・公的機関または福祉団体が実施する行事への参加 ・町内または帯広への買い物等の社会参加

## 徘徊高齢者家族支援

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

事業内容	人工衛星及び携帯電話の電波を併用したシステムにより、徘徊 高齢者の居場所を確認することができる携帯型の電波発信器を 貸与する。
利用者負担	現場急行料 10,000 円 / 回

## 交通費助成

幕別町の例により、合併時に統合します。

### 心身障害児通所交通費等助成事業

忠 類 村	新町（合併時）
鉄道及びバス：2分の1	鉄道及びバス：実費分 自家用車：10円/km 町外の小中学校及び義務教育諸学校への通所：月額 10,000円限度

### 特定疾患患者等通院交通費助成事業

	忠 類 村	新町（合併時）
対象	十勝管内の医療機関に通院する本人または保護者で、前年の所得税非課税世帯に属する者	特定疾患の治療のため医療機関に通院し、医療の給付を受けている者及び介護者
助成額	鉄道及びバス：2分の1	鉄道及びバス：実費分 自家用車：10円/km 航空運賃：2分の1（道外）

### 精神障害回復者施設通所交通費助成事業

忠 類 村	新町（合併時）
鉄道及びバス：実費	鉄道及びバス：実費分 自家用車：10円/km

### じん臓機能障害者通院交通費助成事業

新町（合併時）
鉄道及びバス：実費分 自家用車：10円/km タクシー：実費の2分の1

## 重度心身障害児家庭見舞金

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

支給対象	引き続き3か月以上居宅において身体の機能の障害もしくは精神の障害等により、常時保護者等の介護を要する18歳未満の者で、同一状態が6か月以上に及ぶと認められる重度心身障害児のいる家庭
支給額	月額5,000円

## 身体障害者 デイサービス

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

事業内容	①基本事業（生活指導、日常動作訓練、養護、家族介護教室、健康チェック） ②入浴サービス、③給食サービス、④送迎サービス、 ⑤通所入浴サービス、⑥訪問入浴サービス
対象	身体障害者手帳 1 級または 2 級の在宅身体障害者
自己負担	1 回 500 円 （食事加算 420 円、入浴加算 410 円、送迎加算片道 550 円）

## 遺児援護金給付金

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

対象	生計中心者を失った遺児を扶養する者、または扶養する者がない場合は、その遺児
金額	年 36,000 円

## 介護用品等給付

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

事業内容	町内販売店で購入した介護用品代を 1 カ月 5,000 円を限度に支給
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護 4 または 5 と判定された者で、常時介護用品等の使用が必要と認められる者</li> <li>・痴呆等により、常時介護用品等の使用が必要と認められている者</li> </ul>

## 介護保険

介護保険料は、次期計画に基づき、平成 18 年度に統一します。  
忠類村の介護保険料減免制度は、合併時に廃止します。

1 号被保険者の介護保険料基準月額

幕別町	忠類村
2,950 円	2,934 円



新町（H18 年度）
新たに算定